

医療付加金(結核・精神)の 廃止について

芦屋市市民生活部市民室保険課

1

医療付加金(結核・精神)とは

芦屋市国民健康保険条例第7条の3に基づき、結核若しくは精神通院医療を受けるときは、その医療に要する費用の額のうち当該被保険者が負担すべき額に相当する額を結核・精神医療付加金として支給する。ただし、精神通院医療については、その医療に要する費用の額の100分の5に相当する額と当該被保険者が負担すべき額に相当する額とのいずれか少ない額を支給すると規定されている。

芦屋市国民健康保険条例【抜粋】

第7条の3 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条(同法第6条第3項第2号に規定する結核に限る。)若しくは第37条の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)の規定により、医療を受けるときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要する費用の額のうち当該被保険者が負担すべき額に相当する額を結核・精神医療付加金として支給する。ただし、精神通院医療については、その医療に要する費用の額の100分の5に相当する額と当該被保険者が負担すべき額に相当する額とのいずれか少ない額を支給する。

2

医療付加金(結核)の概要

平成7年の結核予防法の改正により、結核に係る公費負担医療が公費優先から保険優先に移行したことに伴い、医療付加金(結核)を創設。(保険負担70%、公費負担25%、自己負担5%のところ条例により自己負担なし)

平成19年に結核予防法が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部の改正が行われる。

結核の通院医療費100分の95に相当する額について、保険者と都道府県が負担し、残りの100分の5に相当する額を負担するところであるが、芦屋市国民健康保険加入の方は、医療付加金として支給されるので、本人負担は生じない。

入院患者の医療費は、保険者と都道府県が負担する。

3

医療付加金(結核)を廃止する理由

(1) 兵庫県と各市町において兵庫県下における将来の保険料のあり方について議論を行い、『兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ』を策定しており、その中で、県下各市町の保険料率の完全統一を実現するにあたり、市町ごとのサービスの標準化を行い、市町間のサービスの公平性を確保するため、令和8年度末までに廃止するとされたため。

(2) 結核の罹患率や死亡率が高かったが、戦後、ワクチンや生活水準の向上により、感染者数、死亡者数や死亡率が低下しており、対象者が減少している。

(3) 医療付加金(結核)がなくても、医療費については保険者と都道府県が100分の95に相当する額を負担しており、通常の医療よりも負担が少ない。

→以上の理由により、医療付加金(結核)を廃止するものとします。

4

医療付加金(精神)の概要

平成7年に結核・精神に係る公費負担医療が公費優先から保険優先に移行したことに伴い、医療付加金(精神)を創設。(保険負担70%、公費負担25%、自己負担5%のところ条例により自己負担なし)

障害者自立支援法の成立により、平成18年4月から、自立支援医療(精神通院医療)の自己負担額が10%となったため、経過措置として、平成18年11月30日までは自己負担なし、平成18年12月1日以降は5%又は被保険者が負担すべき額のいずれか少ない額を医療付加金(精神)として支給。

(芦屋市国民健康保険運営協議会へ 質問・答申あり)

自立支援医療(精神通院医療)とは

精神疾患により、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、自己負担額(1~3割)の医療費を負担しているところを障害者総合支援法等の規定に基づき1割に軽減される。さらに、1割の負担が過大なものとならないよう、1か月当たりの負担額には上限が設けられており、上限額は世帯の所得額や病状に対して高額な治療を長期間にわたり続けなければならないか否かなどに応じて異なる。

自己負担の例①

医療費総額が1万円で国保負担7割負担、自立支援医療の所得区分が低所得1の場合

7,000円(保険者負担分)	2,000円(公費負担分)	自己 負担
----------------	---------------	----------

自己負担上限額(2,500円)に達していないため、自己負担額は1,000円となる。

医療費総額が1万円で国保負担7割負担、自立支援医療の所得区分が低所得1で、医療付加金(精神)を支給する場合

7,000円(保険者負担分)	2,000円(公費負担分)	医療 付 加 金	自己 負 担
----------------	---------------	-------------------	--------------

医療に要する費用の額の100分の5に相当する額は500円。

当該被保険者が負担すべき額に相当する額は1,000円。

→いずれか少ない額を支給するため、医療付加金(精神)は500円支給。
(実質の自己負担額は500円)

7

自己負担の例②

医療費総額が3万円で国保負担7割負担、自立支援医療の所得区分が低所得1の場合

21,000円(保険者負担分)	6,500円(公費負担分)	自己 負 担
-----------------	---------------	--------------

自己負担額は3,000円となるが、自己負担上限額があるため、2,500円となる。

医療費総額が3万円で国保負担7割負担、自立支援医療の所得区分が低所得1で、医療付加金(精神)を支給する場合

21,000円(保険者負担分)	6,500円(公費負担分)	医療 付 加 金	自己 負 担
-----------------	---------------	-------------------	--------------

医療に要する費用の額の100分の5に相当する額は1,500円。

当該被保険者が負担すべき額に相当する額は自己負担上限額の2,500円。

→いずれか少ない額を支給するため、医療付加金(精神)は1,500円支給。
(実質の自己負担額は1,000円)

8

医療付加金の実績

年度	予算	件数※	件数 前年比	実績	実績 前年比	(実績内結核分)
令和6年度	8,200,000円	5,284件	101.9	7,723,071円	102.2	1,143円
令和5年度	7,800,000円	5,185件	100.3	7,556,934円	101.3	8,050円
令和4年度	7,250,000円	5,172件	103.9	7,461,722円	105.2	9,237円
令和3年度	6,500,000円	4,976件	107.1	7,093,431円	108.9	357円
令和2年度	6,500,000円	4,648件	-	6,515,495円	-	11,310円

※延支給件数を記載。令和6年度の支給世帯数は607世帯。

医療付加金(精神)を廃止する理由

(1) 兵庫県と各市町において兵庫県下における将来の保険料のあり方について議論を行い、『兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ』を策定しており、その中で、県下各市町の保険料率の完全統一を実現するにあたり、市町ごとのサービスの標準化を行い、市町間のサービスの公平性を確保するため、令和8年度末までに廃止することとされたため。

(2) 医療付加金(精神)を給付している県内市町は6市町と少数である。平成18年の障害者自立支援法が施行されるタイミングで廃止としている自治体もある。また、他の健康保険においても同様の制度は実施されていない。

医療付加金(精神)を廃止する理由

(3) 医療付加金(精神)がなくても、障害者総合支援法等により自己負担は1割又は所得に応じた自己負担上限額となっており、通常の医療よりも負担が少ない。
→以上の理由により、医療付加金(精神)を廃止するものとします。

平成17年度芦屋市国民健康保険運営協議会において

平成17年度芦屋市国民健康保険運営協議会で、平成18年度より医療付加金(精神)を廃止するという諮問を行ったが、今後とも維持すべきであるという答申を得たため、支給を行っている。

平成30年度の国民健康保険制度における改革

「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を解決するため、都道府県も国民健康保険の保険者となる。

→都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進が図られている。

→平成17年度は、国民健康保険の運営主体が芦屋市のみであったが、平成30年度以降は兵庫県も運営主体となっており、事務の標準化等が進められているため、今回改めて諮問を行うものです。